

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年1月27日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事（左岸：岩手県宮古市津軽石第2地割地内、右岸：岩手県宮古市赤前第8地割地内）

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県宮古市津軽石第2地割	1番2	原野	7,692㎡	7,692.75㎡	1,050.04㎡	161.49㎡	原野	別図にA、B、C及びDとして赤色で表示する部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年1月19日

2(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事（左岸：岩手県宮古市津軽石第2地割地内、右岸：岩手県宮古市赤前第8地割地内）

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県宮古市津軽石第2地割	149番1	原野	9,584㎡	9,584.46㎡	2,894.71㎡	1,219.84㎡	原野	別図にI及びJとして赤色で表示する部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年1月19日

備考 「別図」及び「別紙」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。